

# 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

## 7-1.歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方

本市は、これまでに、文化財保護法並びに静岡県及び浜松市の文化財保護条例により多数の建造物を保護してきた。しかし一方で、本市には指定文化財や登録文化財に指定または登録されていない歴史的建造物が多数存在し、歴史的風致形成の観点から、これらの建造物の適切な保護が求められている。

このため、本市では、こうした歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建造物は「歴史的風致形成建造物」として指定し、その保護を図ることとする。

指定にあたっては、道路や公園などの公共空間から通常望見できる歴史的建造物のうち、所有者や管理者と協議のうえで同意が得られたものを前提として、歴史的風致の維持向上のために、その保護が必要であると認められるものを対象に指定する。具体的には、以下に示す「指定の基準」及び「指定対象の要件」を満たす建造物とする。なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限るものとする。

## 7-2.歴史的風致形成建造物の指定の基準

重点区域内における国の指定文化財を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

- ①形態、意匠、技術性において優れているもの
- ②歴史性、地域の固有性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③外観が景観上の特色を有し、重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与すると認められるもの

ただし、以下の条件を満たすものとする。

- ・概ね築50年程度を経過したもの
- ・所有者または管理者などにより、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開などの諸活動が継続的に行われる見込みがあること

## 7-3.歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

以下のいずれかに該当する建造物を対象とする。

- ①静岡県文化財保護条例に基づく静岡県指定文化財
- ②浜松市文化財保護条例に基づく浜松市指定文化財
- ③文化財保護法第57条に基づく登録有形文化財、第132条に基づく登録記念物及び第134条第1項に基づく重要文化的景観における重要な要素
- ④景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物
- ⑤浜松地域遺産認定制度実施要綱第4条に基づく浜松地域遺産
- ⑥無形民俗文化財の用に供される建造物
- ⑦その他歴史的風致の維持向上に寄与するものとして、特に必要と市長が認めるもの

## 7-4.歴史的風致形成建造物候補一覧

歴史的風致形成建造物の指定が想定される建造物は、以下のとおりである。

凡 例	
<b>指定区分</b>	
①県指定文化財	②市指定文化財
③国登録有形文化財	④浜松地域遺産
<b>※関連する歴史的風致</b>	
番号は「第2章 維持及び向上すべき歴史的風致」に準拠するものとする。	

表7-4-1 歴史的風致形成建造物候補一覧（表浜名湖地区）  
【表浜名湖地区】

No.	名称	写真	所在地	所有者 (管理者)	建築 年代	指定 区分	※
1	中村家住宅長屋門		西区雄踏町宇布見	浜松市	安永4年 (1775)	②	2-5

## 凡 例

## 指定区分

- ①県指定文化財                      ②市指定文化財  
③国登録有形文化財                ④浜松地域遺産

## ※関連する歴史的風致

番号は「第2章 維持及び向上すべき歴史的風致」に準拠するものとする。

表7-4-2 歴史的風致形成建造物候補一覧（天竜二俣地区）  
【天竜二俣地区】

No.	名称	写真	所在地	所有者 (管理者)	建築 年代	指定 区分	※
1	旧二俣町役場		天竜区二俣町二俣	浜松市	昭和11年 (1936)	③	2-9
2	ヤマタケの蔵		天竜区二俣町二俣	浜松市	【新蔵】 大正12年 (1923) 【南の蔵】 大正期 【北の蔵】 明治前期	③	2-9
3	内山家住宅長屋門		天竜区大谷	浜松市	享保10年 (1725)	②	2-9
4	旧田代家住宅		天竜区二俣町鹿島	浜松市	安政5年 (1859)	③	2-9
5	鳥羽山洞門		天竜区二俣町二俣 ・鹿島	浜松市	明治32年 (1899)	④	2-9
6	鳥羽山隧道		天竜区二俣町二俣 ・鹿島	浜松市	昭和17年 (1942)	—	2-9



図7-4-1 歴史的風致形成建造物の指定候補分布図(表浜名湖地区)

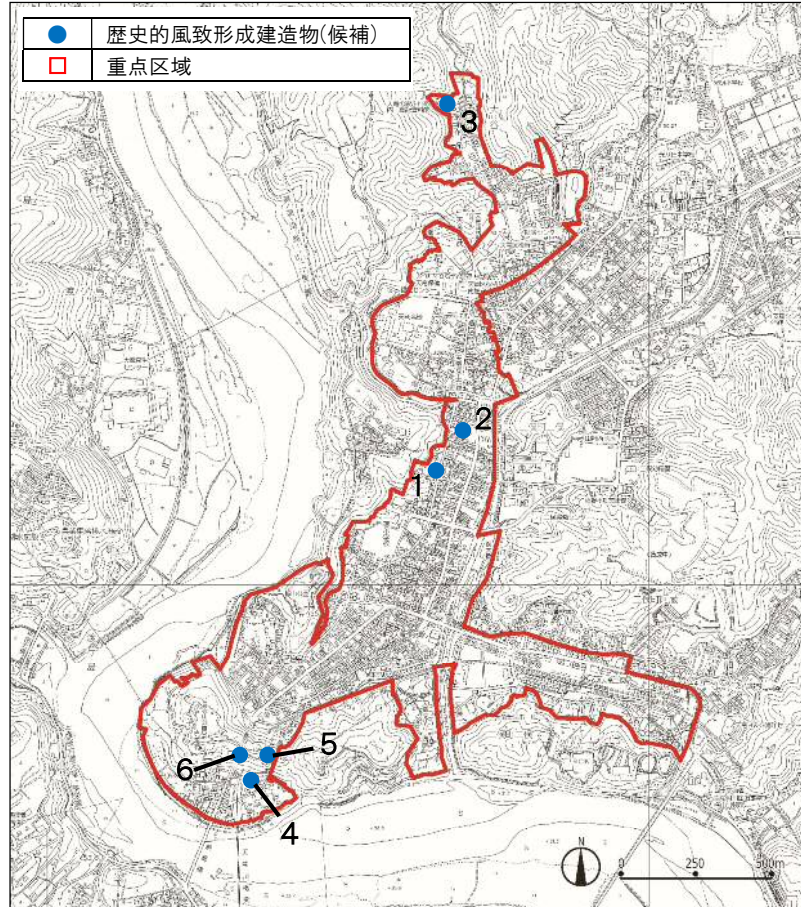


図7-4-2 歴史的風致形成建造物の指定候補分布図(天竜二俣地区)